

ふれあい・いきいきサロン助成金申込に関する注意事項

高齢者、障がい者、子育て中の親子などの孤立・閉じこもり予防、仲間づくりや地域の見守りを目的としている活動に、サロン助成事業を実施しています。

これから立ち上げる団体、すでに活動を始められている団体もお気軽にご相談ください。

●対象

市内を拠点とし、月1回以上の活動を行い、構成員全員が営利目的でないボランティア活動であり、ふれあい・いきいきサロンへ登録している団体。

※登録は小金井市社会福祉協議会で受付けています。

●申込締切

令和7年4月1日（火）～4月30日（水）

※令和7年5月1日（木）以降に新規で立ち上げる団体はご相談ください

●活動費について

- ・月2回、1回 2,000 円を上限とし申請時は年間予定として申請していただきます。次年度報告時、使用しなかった分は返還していただきます。
- ・活動費はさかのぼっての申請はできません。

●報告

- ・月の活動報告「開催日、参加者人数（スタッフ含む）」を、毎月開催最終日または遅くても月末までに、電話、FAX またはメールで報告してください。
- ・事業実施報告は前年度分を4月中旬までに報告していただきます。報告時は、領収書、支出明細が必要となります。
- ・立上げ経費については、活動開始日の3ヶ月前の分の経費支出まで計上できます。

●助成金の返還・追加

- ・本助成金は、原則月に1回以上の活動に対し、活動費（会場費を含む）を月単位で交付しています。活動が休止になった場合、その回数分の助成金に関し、返還していただくことになります。

●対象となる助成金の使途

- ・外部からの講師料、活動材料費、器具什器、広報、事務用品等

●対象にならない助成金の使途

- ・飲食に関する支出
- ・登録団体、及びその団体の運営メンバーに帰属する謝礼、交通費、人件費等は対象外とする。

●その他

サロンのチラシ等に「この活動は、高齢者、障がい者、子育て中の親子などの孤立や閉じこもり予防、仲間づくりや地域の見守りを目的とし、小金井市社会福祉協議会からふれあい・いきいきサロン助成金を受けて運営しています」というサロンの目的を記載してください。

助成対象経費	助成限度額	内容
立ち上げ経費	15,000円	新たにサロン活動を立ち上げるための経費。
活動費	1回 2,000円	月ごとの活動の経費。 月2回を限度とします。

*要綱第9条に基づき、予算の範囲内で査定の上、助成いたします。

問合先

社会福祉法人小金井市社会福祉協議会

小金井ボランティア市民活動センター

電話:042-387-0011

メール:vc-koganei@circuc.ocn.ne.jp

FAX:042-386-1294